

「会社法制の見直しに関する中間試案」について

昨年12月に公表された「会社法制の見直しに関する中間試案」は、本年1月31日までパブリック・コメントの受付に付されました。パブリック・コメントの内容も踏まえ、会社法制の見直しに関する審議機関である法制審議会会社法制部会は、要綱案のとりまとめに向けた審議を再開します。

本クライアント・ブリーフィングでは、中間試案における主な論点とその動向について、検討します。

中間試案の大きな柱

今回の中間試案の大きな柱は、「企業統治のあり方」と「親子会社に関する規律」です。「企業統治のあり方」については、①社外取締役の選任の義務付け、②監査・監督委員会設置会社制度の導入が、「親子会社に関する規律」については、③多重代表訴訟、④キャッシュアウトが、実務界の関心を強く惹いています。

主要トピック

- 中間試案の大きな柱
- 社外取締役の選任の義務付け
- 監査・監督委員会設置会社の制度の導入
- 多重代表訴訟
- キャッシュアウト

社外取締役の選任の義務付け

中間試案では、A 監査役会設置会社であって、公開会社かつ大会社である場合に限り1人以上の社外取締役の選任を義務づける案、B 金融商品取引法により有価証券報告書を提出しなければならない会社に限り1人以上の社外取締役の選任を義務づける案、C 現行法の規律を見直さない案、が示されています。

この論点については、日本企業のコーポレート・ガバナンスは健全に機能しており、そもそも社外取締役の選任を必要とするような状況にはないとして、C案を支持する見解が根強いところです。しかし、奇しくも、日本を代表する高名な企業においてコーポレート・ガバナンスが機能していなかった事例が相次いだこともあり、B案の推進に説得力が与えられている状況です。

監査・監督委員会設置会社の制度の導入

中間試案では、委員会設置会社における監査委員会と同様の権限を有する、自ら業務執行をしない社外取締役複数により構成される監査・監督委員会を新たに導入することを提案しています。

これは、監査役会制度、委員会制度に加えて、コーポレート・ガバナンスの形態に新たな制度を加えるものであり、反対意見は強くはありません。ただし、現行制度との対比から、その法的位置づけをどのようなものとし、具体的な設計をしていくのかについて、多くが今後の審議に委ねられている状況です。

多重代表訴訟

中間試案では、親会社の株主が子会社の取締役等の責任を追及する訴え（多重代表訴訟）を提起することを認める制度を創設することが提案されています。そして、多重代表訴訟制度を創設しない場合であっても、親会社の株主の保護の観点から親子会社の規律を見直すことを検討する、とされています。

多重代表訴訟制度については、そもそも株主代表訴訟制度に対する反感もあってか、経済界からの反対意見が強く存在するようです。しかし、現行の持株会社制度において、実際に経営で大きな問題が生じている子会社に対して、グループ親会社株主のチェックが働いていない、という問題意識が強く存在しており、かかる問題に対して何らかの手当が必要であるという意見も説得的なところではあります。

キャッシュアウト

中間試案では、ある株式会社の総議決権の90%以上を保有する特別支配株主が、当該会社の全ての株主に対して、その有する株式・新株予約権の売渡しを請求できる制度を提案しています。

現行法においては、スクイーズアウトが正面から認められていないところ、全部取得条項付種類株式を利用したスクイーズアウトが多く行われています。しかし、MBO 案件において、かかるスクイーズアウトを巡って少数株主との紛争が多く発生していることから、法的安定性が明確なスクイーズアウト制度の導入が俟たれていたところではあります。かかる経緯から本制度の導入には大きな異論がないところであり、今後の審議では、いかに公正性が確保された制度にしていくかが論点となります。

お問い合わせ先

掲載記事に関する詳細またはその他の分野のお問い合わせは下記のものにご連絡ください。



神山達彦 (かみやまたつひこ)
パートナー

T: +(81 3) 5561 6395
E: tatsuhiko.kamiyama@cliffordchance.com



Landry Guesdon (ランドリー・ゲドン)
カウンセラー

T: +(81 3) 5561 6622
E: landry.guesdon@cliffordchance.com

本稿はテーマとなる題材に関して一般的な解説を行うことを目的としており、全ての側面を網羅するものではありません。又、本稿は、法律その他のアドバイスをを行うものではありません。

クリフォードチャンス法律事務所
外国法共同事業

〒107-0052 東京都港区赤坂2丁目17番7号赤坂溜池タワー7階

© Clifford Chance 2012
Clifford Chance Law Office (Gaikokuho Kyodo Jigyo)

www.cliffordchance.com

Abu Dhabi ■ Amsterdam ■ Bangkok ■ Barcelona ■ Beijing ■ Brussels ■ Bucharest ■ Casablanca ■ Doha ■ Dubai ■ Düsseldorf ■ Frankfurt ■ Hong Kong ■ Istanbul ■ Kyiv ■ London ■ Luxembourg ■ Madrid ■ Milan ■ Moscow ■ Munich ■ New York ■ Paris ■ Perth ■ Prague ■ Riyadh* ■ Rome ■ São Paulo ■ Shanghai ■ Singapore ■ Sydney ■ Tokyo ■ Warsaw ■ Washington, D.C

*Clifford Chance has a co-operation agreement with Al-Jadaan & Partners Law Firm in Riyadh.